

【 登 園 届 】

(保護者記入)

施設長 殿

入所児童氏名

病名「 _____ 」

(医療機関) _____ (年 月 日受診)において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

年 月 日より登園いたします。

_____年 月 日

保護者名

印又はサイン

登園の際には、上記の登園届の提出をお願いいたします。(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもが一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断にしたがい、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	潜伏期	感染しやすい時期	登園の目安
溶連菌感染症	2～7日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日目	抗生剤投与開始後1～2日経過し、主要症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	1～3週	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳などの主要症状が治まっていること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	下痢が治まり、全身状態が良ければ登園可
ヘルパンギーナ 手足口病	2～5日	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	解熱し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	咳などの呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
帯状疱疹		水疱を形成している間	すべての発疹がかさぶたになってから
突発性発疹			解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと (発疹があっても良い)

※札幌市の保育園においては、伝染性紅斑(りんご病)は、発疹があっても全身状態が良ければ登園可とされています。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より